

税務課からのお知らせ

1 市税の申告・納付期限について

東日本大震災の影響で延長していた3月11日以降の市税の申告・納付期限などは、下表のとおりです。
 なお、被災された人に対する市県民税や固定資産税などの減免の適用については、現在、国の対応などを含め検討しています。減免の内容や適用方法などが決まり次第、納付書を送付する前にお知らせする予定です。

■震災などにより、納期限内に納めることができない場合は、納付書などが届いた後でかまいませんのでご相談ください。

■震災を理由とする納期限後の申告や申請などについても、状況に応じて対応することとしていますのでご相談ください。

■本年度も市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の公的年金からの引き落としを継続しますが、納付書での納付を希望する場合はご相談ください。

■平成23年2月・3月に加入したことで、月割の税額などが生じた国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料や、平成23年2月以降の修正申告などで増額となった市県民税などの納付期限は、平成23年8月31日となります。納付書は8月上旬発送予定です。

所得証明、り災証明、被災証明などの窓口業務は、7月から平日のみの対応となっています。

対象となる申告・納付期限など	申告・納付期限など
①以下に定める納付・納入期限を除く平成23年3月11日から7月24日までに到来する申告・納付期限など	平成23年7月25日(月)
②平成23年度軽自動車税(納付書による納付) ○納付書発送予定=7月上旬	平成23年8月1日(月)
③平成22年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入期限	平成23年4月11日納期限(特別徴収3月分)
	平成23年5月10日納期限(特別徴収4月分)
	平成23年6月10日納期限(特別徴収5月分)
④平成23年度市県民税	納付書による納付(普通徴収) ○納付書発送予定=8月上旬
	給与からの差し引きにより特別徴収義務者が納入(特別徴収) ○納入書発送予定=8月上旬
⑤法人市民税	第1期 平成23年9月30日(金) 第2期 平成23年11月30日(水) 第3期 平成24年1月31日(火) 第4期 平成24年3月30日(金) 平成23年10月11日～平成24年6月11日までの毎月の10日(10日が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日) ※9月分から5月分まで、9回の給与差し引きとなります。 未定となっています。 ※今後、国で決定する法人税の申告・納付期限などに合わせる予定のため、法人税の取り扱いに準じて申告書の定期的な送付は見合わせています。 申告が可能な法人には、個別に郵送していますのでご連絡ください。
⑥平成23年度固定資産税(納付書による納付) ○納付書発送予定=8月上旬	第1期 平成23年8月31日(水) 第2期 平成23年10月31日(月) 第3期 平成23年12月26日(月) 第4期 平成24年2月29日(水)
⑦平成23年度国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料(納付書による納付) ○納付書発送予定=9月上旬	第1期 平成23年9月30日(金)
	第2期 平成23年10月31日(月)
	第3期 平成23年11月30日(水)
	第4期 平成23年12月26日(月)
	第5期 平成24年1月31日(火)
	第6期 平成24年2月29日(水)
	第7期 平成24年3月30日(金)

金融機関が被災し、関係書類などが流失したために、震災当日または数日前までに納められた市税などが不明になっている事例があります。心あたりのある人は、納付した金融機関にお問い合わせください(領収書などをお持ちの人は、金融機関に持参してください)。

2 軽自動車税の減免申請について

身体などに障がいがあるため歩行することが困難な人などが所有する軽自動車で、対象となる場合は、軽自動車税が減免されます。

▷対象となる軽自動車

①障がいのある人が所有する軽自動車で、次のいずれかに該当する場合(障がいのある人1人につき1台とし、事業用のものは除く)

- ・障がいのある人が自ら運転している場合
- ・生計を一つにする家族が、もっぱら障がいのある人の通学、通院などのために運転している場合(身体に障がいのある18歳未満の人、知的障がい・精神障がいのある人と生計を一つにする家族が所有する軽自動車を含む)
- ・障がいのある人を常時介護している人が運転している場合(障がいのある人のみで構成される世帯の人を介護している場合に限る)

②障がいのある人が利用するための構造になっている軽自動車

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳および療育手帳の交付を受けている場合は、右表に示す区分に該当する人が対象となります。

※戦傷病者手帳の交付を受けている人は、別に該当項目がありますので、お問い合わせください。

※減免を受けることができる車両は、障がいのある人1人につき年間1台です。県税の自動車税の減免を受ける場合、軽自動車税は対象になりませんのでご注意ください。

▷申請期限=7月25日(月)【期限厳守】

▷申告・納付期限についての問い合わせ先

- 市税に関すること=市役所税務課
市県民税について【☎内線154】/法人市民税について【☎内線151・170】/国民健康保険税について【☎内線153】/軽自動車税・介護保険料・後期高齢者医療保険料について【☎内線170】/固定資産税について【家屋・償却資産：☎内線155/土地：☎内線156】/納税について【☎内線152・157・158・161】
- 国税(所得税・法人税など)に関すること
大船渡税務署【大船渡法務合同庁舎内(☎☎3481)】
- 県税(自動車税・不動産取得税・法人県民税など)に関すること
大船渡地域振興センター県税室【☎☎9912】

▷軽自動車税の減免申請についての申請先/問い合わせ先

税務課諸税係(☎内線153・170)/三陸支所総務課市民係(☎内線7143)

減免の対象となる障がいの程度

障がいの区分	障がいの級別
視覚障がい	1級～4級
聴覚障がい	2級、3級
平衡機能障がい	3級
音声機能障がい	3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)
上肢不自由	1級、2級
下肢不自由	1級～6級
体幹不自由	1級～3級、5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	①上肢機能…1級、2級(片腕のみに運動機能障がいがある場合を除く) ②移動機能…1級～6級
心臓機能障がい	1級、3級、4級
じん臓機能障がい	1級、3級、4級
呼吸器機能障がい	1級、3級、4級
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級、3級、4級
小腸の機能障がい	1級、3級、4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級
肝機能障がい	1級～4級
精神障害者保健福祉手帳	1級
療育手帳	A

▷申請に必要なもの

軽自動車税納税通知書、印鑑、車検証、運転免許証、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳または戦傷病者手帳